

印西市学校体育施設開放利用者遵守事項(改定案)

1 開放時間を遵守すること。

(1) 開放時間

①平日

体 育 館 18:00 ～ 21:30

柔剣道場 18:00 ～ 21:30

②土曜日・日曜日・休日・休業日

体 育 館 9:00 ～ 21:30

柔剣道場 9:00 ～ 21:30

校 庭 9:00 ～ 17:00

※学校により、利用できない施設・時間・活動種目あり

2 鍵の借用について

(1) 管理指導員の指示に従うこと。

(2) 利用時間を厳守し、利用後は速やかに返却すること。

(3) 利用団体は、団体の都合により利用を中止する場合は、必ず管理指導員に連絡すること。

3 活動中は常に承認書を携帯し、開放日誌は責任者が詳細に記入すること。

4 利用に際して、敷地内での飲食・喫煙は禁止する。(但し、水分補給のみ許可)

5 利用に際しては、火気を使用しないこと。

6 ごみ類は、全てその都度持ち帰ること。

7 許可された施設以外への出入り及び目的以外の利用は禁止する。

8 許可された用具以外は使用しないこと。

9 開放施設や用具を破損又は亡失したときは、直ちに市教育委員会に報告し、その弁償の責を負うものとする。

10 利用後は、整理整頓、清掃、整地、消灯、施錠等をして、許可時間内に退出すること。

11 運動場内に自動車及び自転車等を乗り入れないこと。

12 近隣住民の迷惑にならぬよう配慮し使用すること。

13 責任者は、常に利用施設の管理及び善良な利用団体の代表としての責任と注意をもって当たるものとする。

上記遵守事項に反した場合は、登録を取り消し又は利用を中止させる場合もあります。

印西市教育委員会